

千葉県介護サービス情報公表制度における調査に関する指針

本指針は、介護サービスの利用者等が事業者を選択する際の情報を適正に公表し、正確性を担保するため、必要な調査が実施されるよう千葉県における基準を示すものである。

1 対象とする事業所

介護サービス情報公表制度における調査の対象は、介護保険法第115条の35第1項の規定により介護サービス情報を報告することを義務付けられた事業所又は施設（以下「事業所等」という。）で、千葉県内に所在する事業所等とする。

2 対象とする情報

基本情報及び運営情報

3 調査の実施

(1) 県は、介護保険法に基づく報告を受けたときは、書面（電子データでの送受信を含む。）によりその内容を確認し、公表するものとする。

ただし、下記に該当する場合は、必要に応じ、県が報告内容を実地に調査するものとする。この場合、調査手数料は徴さないものとする。

ア 虚偽の報告が疑われるとき

イ 利用者等から通報が寄せられたとき

(2) 県は、実地調査にあたる職員（以下「調査員」という。）に、介護サービス情報調査員証をあらかじめ交付するものとする。

(3) 調査員は、実地調査の際は必ず介護サービス情報調査員証を携帯し、調査の実施に必要な時はこれを提示しなければならない。また、異動等により調査員でなくなった場合は、速やかに知事あて返還するものとする。

4 修正の指示

県は、調査の結果、報告内容が事実と認めるときは、事業所等に対して修正を指示するものとする。

5 関係機関との連携

実地調査は、必要に応じ、情報公表、介護保険、監査指導担当部署が連携して、これにあたるものとする。

6 その他

この指針は、平成24年4月1日から適用する。